

## 未成年後見人選任の審判の申立てについて

### 1 概要

未成年者の親権を行う方（親権者）が亡くなられた場合、所在不明となった場合、あるいは、親権喪失、親権停止又は管理権を喪失するなどした場合に、家庭裁判所は、未成年者の親族等の申立てにより、未成年後見人選任の審判をすることができます。

未成年後見人は、未成年者が成年に達する又は養子縁組等により後見が終了するまでの間、原則として、親権者と同一の権利義務が認められており、未成年者の監護・教育を行うとともに、未成年者の法定代理人として、財産管理、契約等の法律行為を行います。

### 2 申立てをすることができる方

- ・ 未成年者（未成年後見人選任手続の内容を理解できる方に限ります。）
- ・ 未成年者の親族
- ・ 利害関係人（児童相談所長や里親等）

### 3 申立先

未成年者の住所地を管轄する家庭裁判所

### 4 申立てに必要な費用

別紙申立書類等チェックリストのとおり

※ 申立人に手続費用を用意していただくこととなりますが、申立人が希望した場合には、申立手数料、送達・送付費用の全部又は一部について、未成年者の負担とすることが認められる場合があります。

### 5 申立てに必要な書類

別紙申立書類等チェックリストのとおり

※ 未成年者が複数の場合には、次のとおり書類を準備してください。

- ・ 未成年者1人につき、申立書類等を1セット作成してください。
- ・ 未成年者全員を記載した親族関係図を作成の上、各申立書に写しを添付してください。
- ・ 未成年者の戸籍謄本などの添付書類のうち、共通する書類の原本は1人分で足り、その他の未成年者の分は写しで結構です。

### 6 申立後の手続について

申立てを受けた家庭裁判所では、家庭裁判所調査官<sup>1</sup>などが、直接、申立人、未成年者及び未成年後見人候補者に会って、申立ての実情や未成年者の意見などを聴いたりすることがあります。

なお、申立てをした後は、家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることはできません。

また、未成年後見人の選任に当たっては、家庭裁判所が、未成年者にとって最も適任であると判断した方を選任しますので、必ずしも未成年後見人候補者の方が未成年後見人に選任されるとは限りません。

## 7 未成年後見制度についてのお問合せ先

- 未成年後見制度の申立てや手続のご案内

裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）

<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/index.html>

※ 手続のご説明のほか、各地の家庭裁判所や申立書書式等をご紹介します。

- 法的トラブルで困ったときのお問合せ

日本司法支援センター法テラス（TEL 0570-078374）

<https://www.houterasu.or.jp/>

※ 固定電話であれば、全国どこからでも3分8.5円（税別）で通話することができます。

※ IP電話からは「03-6745-5600」にお電話ください。

---

<sup>1</sup> 家庭裁判所調査官は、心理学、社会学、教育学などの行動科学の知見等を活用し、家事事件などについて調査を行うことを主な仕事とする裁判所の職員です。

## 静岡家庭裁判所管内一覧表

裁判所名・所在地・代表電話番号	管轄区域
静岡家庭裁判所 〒420-8604 静岡市葵区城内町1-20 電話 054-273-8773	静岡市
静岡家庭裁判所沼津支部 〒410-8550 沼津市御幸町21-1 電話 055-916-8385	沼津市 御殿場市 裾野市 三島市 伊豆市 伊豆の国市 駿東郡 田方郡
静岡家庭裁判所富士支部 〒417-8511 富士市中央町2-7-1 電話 0545-52-0386	富士市 富士宮市
静岡家庭裁判所下田支部 〒415-8520 下田市4丁目7-34 電話 0558-22-0161	下田市 賀茂郡
静岡家庭裁判所浜松支部 〒430-8620 浜松市中央区中央1-12-5 電話 053-453-7168	浜松市 磐田市 袋井市 湖西市
静岡家庭裁判所掛川支部 〒436-0028 掛川市亀の甲2-16-1 電話 0537-88-0467	掛川市 御前崎市（御前崎、 白羽及び港を除く。） 菊川市 周智郡
静岡家庭裁判所熱海出張所 〒413-8505 熱海市春日町3-14 電話 0557-81-2989	熱海市 伊東市
静岡家庭裁判所島田出張所 〒427-0043 島田市中溝4-11-10 電話 0547-37-1630	島田市 焼津市 藤枝市 牧之原市 御前崎市（御前崎、 白羽及び港） 榛原郡

## 収支予定表、財産目録、相続財産目録の添付資料等について

標記の書類は記載例を参考に記入してください。添付資料は次のとおりです。

### ○ 収支予定表

#### 1 未成年者の定期的な収入欄

年金決定通知書、給与明細書、奨学金受領書、源泉徴収票、確定申告書、家賃、地代等の領収書等の写し

#### 2 未成年者の定期的な支出欄

各種税金・社会保険料については、納税通知書や証明書、国民健康保険料等の決定通知書の写し

医療費・福祉サービス利用料については、入院費、施設利用料の領収書の写し  
授業料がわかる領収書の写し

### ○ 財産目録

#### 1 預貯金・現金欄

各通帳及び定期預金証書等の写し

※ 通帳は、申立直前に記帳したうえで、表紙、表紙裏の見開き、過去1年分の入出金がわかる部分をコピーしてください。総合口座の場合は、定期預金が記載されているページの写しも忘れずに添付してください。

#### 2 有価証券等欄

証券会社の残高証明書の写し

#### 3 生命保険、損害保険等欄

保険契約については、保険証券・証書の写し（表裏すべて）

#### 4、5 不動産（土地・建物）欄

①不動産登記簿謄本（全部事項証明書）及び

②市区町村発行の名寄帳、納税通知書（課税明細書を含む）、固定資産税評価証明書のうちいずれか

#### 6、7 債権（貸付金、損害賠償金など）欄、その他（自動車など）欄

時価評価がわかる資料の写し

#### 8 負債欄

消費貸借契約書の写し、返済計画表等の負債残高が分かる資料の写し等

9 遺産分割未了の相続財産（未成年者が相続人となっている遺産）欄

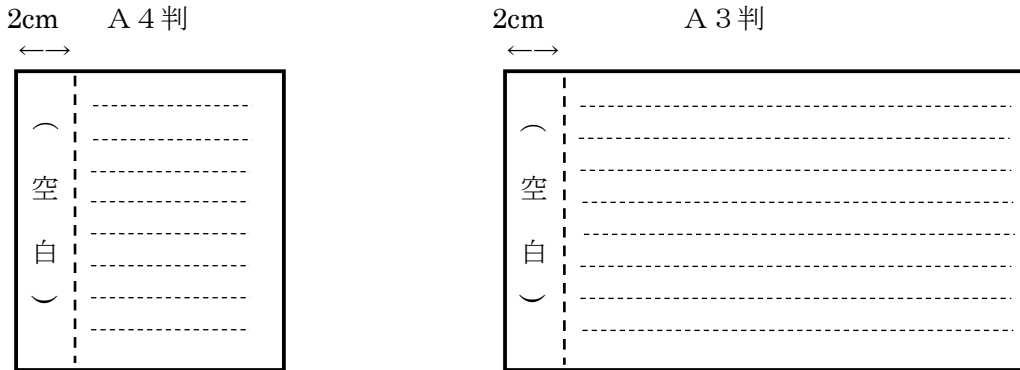
相続財産がある場合は、**相続財産目録**も作成して提出してください。資料については、相続財産について、上記と同様のものをそれぞれ添付してください。

○ 注意事項

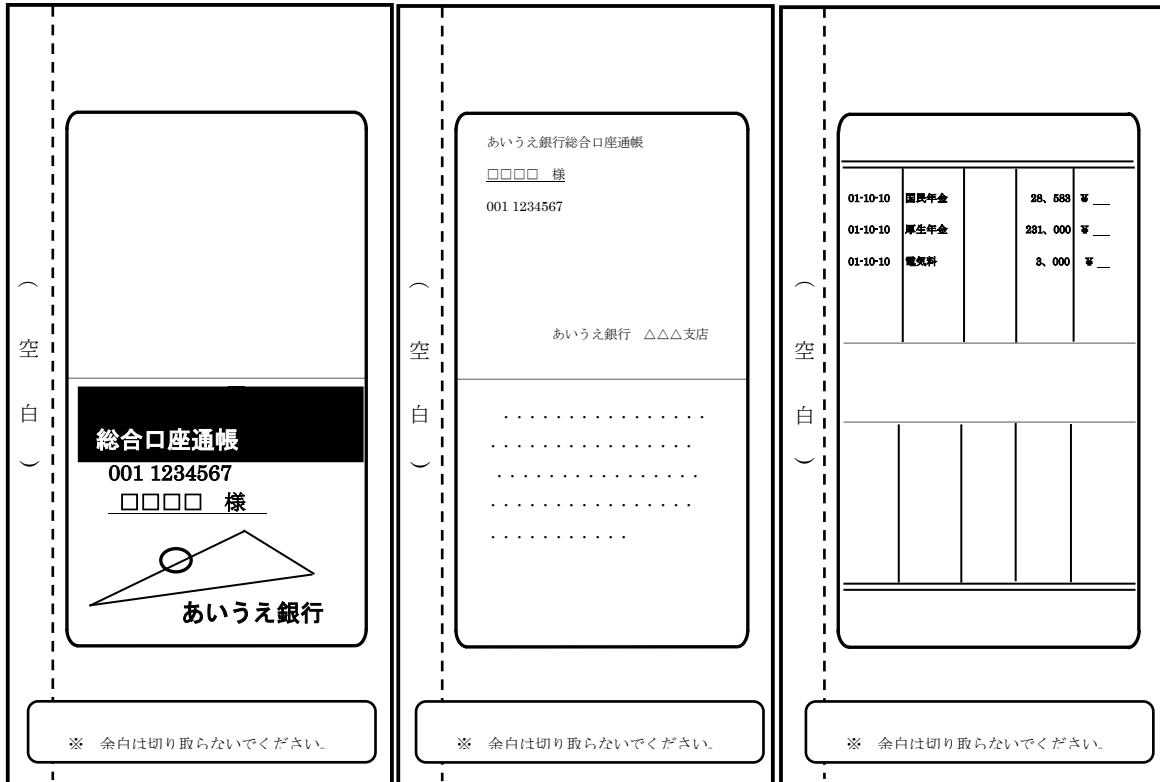
「コピーの取り方」（6頁）を参照してください。

## コピーの取り方

- 1 用紙はA4判に（今お読みいただいている用紙のサイズです）。どうしても入りきらないときは、A3判に。A3用紙が利用できないときはB4でも可。
- 2 裁判所の記録は「A4判縦、横書き」ですので、書類は基本的に「A4判縦、左とじ」でとじていきます。したがってコピーをしていただく際は、A4用紙を縦にしたとき、その左側に2センチ程度の空白（とじしろ）ができるようにしてください。



- 3 預貯金通帳のコピーを取るときは、次の部分をコピーしてください。
  - ア 表紙（金融機関名、通帳の種類、店番号、口座番号、口座の名義人の氏名などの記載があります）
  - イ 表紙をめくってすぐの見開きページ（口座番号、取扱支店名などの記載があります）
  - ウ 提出日のなるべく直前に記帳していただいたうえで、過去1年分の入出金が記帳されているページ全部。
 旧通帳がある場合は、同じようにコピーする。



- 4 保険証券など裏表両面に記載があるものは、両面ともコピーしてください。
- 5 複数の領収書やレシートを1枚の用紙にコピーするときは、支払の種類ごとにまとめてください。

(別紙)

## 申立書類等チェックリスト

※ 未成年者1人につき、申立書類等を1セット提出してください。

### 1 申立書類

- 未成年後見人選任申立書
- 申立事情説明書
- 親族関係図
- 未成年後見人候補者事情説明書（候補者の方がいない場合には提出不要です。）
- 財産目録
- 相続財産目録（未成年者を相続人とする相続財産がない場合には提出不要です。）
- 収支予定表

※ 上記各書類の作成に当たり、A4サイズの別紙（例：未成年後見人選任申立書の「申立ての理由」欄記載の★部分等）をご自分で準備する場合には、用紙を縦向きにし、かつ、左側に3センチメートル程度の余白を設けてください。

### 2 添付書類

※ 未成年者が複数の場合には、未成年者の戸籍謄本などの添付書類のうち、共通する書類の原本は1人分で足り、その他の未成年者の分は写しで結構です。

※ 審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。

※ 個人番号（マイナンバー）が記載されている書類は提出しないようにご注意ください。

- 未成年者の戸籍謄本（全部事項証明書）（発行から3か月以内のもの）
- 未成年者の住民票又は戸籍附票（発行から3か月以内のもの）
- 未成年後見人候補者の戸籍謄本（全部事項証明書）（発行から3か月以内のもの）  
（未成年後見人候補者が法人の場合には、当該法人の商業登記簿謄本（登記事項証明書））
- 未成年後見人候補者の住民票又は戸籍附票（発行から3か月以内のもの）
- 未成年者の財産に関する資料
  - ・ 預貯金及び有価証券の残高がわかる書類：預貯金通帳写し、残高証明書など
  - ・ 不動産関係書類：不動産登記事項証明書（未登記の場合は固定資産評価証明書）など
  - ・ 負債がわかる書類：ローン契約書写しなど
- 未成年者が相続人となっている遺産分割未了の相続財産に関する資料
  - ・ 預貯金及び有価証券の残高がわかる書類：預貯金通帳写し、残高証明書など
  - ・ 不動産関係書類：不動産登記事項証明書（未登記の場合は固定資産評価証明書）など

- 未成年者の収支に関する資料
  - ・収入に関する資料の写し：年金決定通知書、給与明細書、奨学金受領書、源泉徴収票、確定申告書、家賃、地代等の領収書など
  - ・支出に関する資料の写し：授業料がわかる領収書、納税通知書や証明書、国民健康保険料の決定通知書、入院費、施設利用料の領収書など
- 親権を行う者がいないことを証する資料（親権者が死亡した旨の記載がある戸籍謄本（全部事項証明書）等）
- 申立人が利害関係を有することを証する資料（利害関係者からの申立ての場合に提出してください。）
- 未成年後見人候補者が未成年者との間で金銭の貸借等を行っている場合には、その関係書類（未成年後見人候補者事情説明書4項に関する資料）
  - ・金銭貸借に関する資料の写し：借用書など
  - ・担保提供に関する資料の写し：担保権を設定した契約書など
  - ・保証に関する資料の写し：保証に関する記載のある契約書など
  - ・立替払に関する資料の写し：立替払を示す領収書、出納帳など

### 3 申立費用

#### (1) 申立手数料

- 未成年者1人につき収入印紙800円分

#### (2) 郵便切手

- 2,850円分（500円×3枚、110円×5枚、100円×5枚、20円×10枚、10円×10枚）